

和泉市飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金募集要領

〈令和7年度〉

1. 事業概要

飼い主がいない猫の増加を防止し、快適な生活環境の保持と動物愛護精神の普及に寄与するために獣医師による飼い主がいない猫の不妊去勢手術を実施する市内の団体や世帯に助成金を交付します。

2. 補助対象

猫の不妊去勢手術費用の助成を申請する場合は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 対象とする猫は、市内で生息する生後6か月以上（推定含む）でかつ飼い主がいない猫で令和7年3月1日（土）～令和8年2月27日（水）までに不妊去勢手術を行い、また識別処置（耳のV字カット）を行った猫とする。
- (2) 助成金の交付を受けることのできる者（以下「被交付者」という。）は、市内に居住する世帯の代表者又は、市内で活動する団体（市内に主たる事務所等の活動拠点を有し、代表者が市内に居住する団体）に限る。
- (3) 被交付者は、和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第2号又は第4号に該当しないものとする。

なお、助成金の交付を受けようとする団体は、4月末日もしくは助成金の申請を行う3か月前までに飼い主がいない猫不妊去勢手術事業団体届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請し、許可を得なければならない。

- (A) 団体の定款又は規約等
- (B) 団体の役員名簿
- (C) 飼い主がいない猫不妊去勢手術事業計画書（様式第2号）
- (D) 収支予算書
- (E) その他市長が必要と認める書類

3. 助成金額及び申請件数

助成金の額は、飼い主がいない猫の不妊去勢手術を行った猫1頭につき、雄については10,000円、雌については15,000円を限度とする。ただし、支払った手術費用が限度額を下回るときは、当該支払った額とする。

この場合において、不妊去勢手術の年間申請件数は、世帯の代表者にあつては6件、団体(市内に主たる事務所等の活動拠点を有し、代表者が市内に居住する団体)にあつては50件を上限とする。

4. 交付申請受付期間等

- (1) 受付申請期間等

①申請受付期間：令和7年6月2日（月）～令和8年2月27日（水）

ただし、予算の上限に達した場合は、その時点で受付を終了するものとする。

②助成金限度額：3,000,000円

③対象となる猫：令和7年3月1日（土）～令和8年2月27日（水）までに不妊去勢手術を行った飼い主がいない猫

④助成金の交付等：受付順に助成金を交付する者を決定するものとする。

(2) 受付時間 受付期間中の午前9時00分から午後5時15分まで
(土日祝日、12/29～1/3の閉庁日を除く)

(3) 受付場所 庁舎第1分館 保健センター 健康づくり推進室 予防推進担当窓口へ持参もしくは、郵送（上記受付期間内消印有効）。

※郵送の場合は健康づくり推進室 予防推進担当窓口で受理した日付で、書類の内容に不備がない場合に受付します。（不備があった場合は受付できません。）

5. 申請に必要な書類等

飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金交付申請兼実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

(1) 動物病院等が不妊去勢手術について発行した領収書及び明細書の写し

・申請者のフルネームが記載され、領収印の押印があるもの

(2) 不妊去勢手術を受ける前の飼い主がいない猫の全体像が判別できる写真（手術前）

(3) 不妊去勢手術を受けた飼い主がいない猫の識別処置（方耳をV字カット）部分が判別できる写真（手術後）

※写真は猫が大きく写っているもので、ピントが合って鮮明に写っているものに限りません。

(4) その他市長が必要と認める書類

6. 交付金の請求

交付申請書等の内容を審査した後、飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金交付決定及び確定通知書（様式第4号）等により通知します。助成金交付決定及び確定通知書の通知を受けた人は、飼い主がいない猫不妊去勢手術助成金請求書（様式第6号）に申請者名義の振込先口座等を記入し提出してください。

(1) 請求書受付期間 請求書提出の期限：令和8年4月10日（金）まで

(2) 受付場所 庁舎第1分館 保健センター 健康づくり推進室 予防推進担当窓口までご持参いただくか、郵送ください。（上記受付期間内消印有効）

7. 助成金の支払い

助成金請求書（様式第6号）の提出後、指定された金融機関の口座に振り込みます。

＊お問合せ＊

庁舎第1分館 保健センター 健康づくり推進室予防推進担当

〒594-0071 府中町四丁目 11-23 TEL：0725-58-6038 FAX：0725-58-6039